仕　様　書

1. 件名
 廃棄物処理

2. 概要
 本件は、苅田港湾事務所から排出される機密文書について、処分を行うものである。

3. 搬出元
 福岡県京都郡苅田町港町２８－２

4. 履行期間
 契約締結日から令和9年3月19日までとする。ただし、廃棄品は令和9年2月12日までに搬出すること。

5. 作業内容

業務名称	内　　容	数量	摘要
廃棄物処理	紙類（書類）	1式 約360kg	破砕処理もしくは溶解処理 A4段ボール箱詰36箱

6. 検　査
 搬出した廃棄物について、本仕様書のとおり運搬及び処分が適正に行われた事の確認をもって検査とする。

7. 支払方法
 検査を終了した後、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、支払請求書記載の銀行口座へ振込みによる方法により支払う。

8. 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について

1) 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2) 1）により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

3) 1）及び 2）の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。

4) 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより納期に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

9. その他

1) 本業務の実施により仕入れた情報を漏洩してはならない。

2) 受注者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の諸法令に則り処分すること。本廃棄物を処理した際は産廃マニフェスト等必要な証明書を提出すること。

3) 転売による廃棄物処理は行わないこと。

4) 搬出・処理にあたっては、関係法令に従い、火災、その他事故防止に留意するものとする。搬出の際は庁舎等の内装及び設備等に損傷・汚損等を与えないよう十分注意し、庁舎等に損傷・汚損等を与えた場合は、受注者の負担により原形に復旧するものとする。

5) 本仕様書に記載なき事項について、疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議を行うものとする。